

蟹江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する蟹江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。

3 事業の実施に当たっては、必要に応じ社会福祉協議会で行われている相談(地域福祉サービスセンター・心配ごと相談・法律相談)やその他の相談機関との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 蟹江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 海部郡蟹江町大字西之森字海山 326 番地 3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名(常勤職員1名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

第3条に規定する事業所内及び利用者が指定する場所

(2) 使用する課題分析票の種類

居宅サービス計画ガイドライン方式

(3) サービス担当者会議の開催場所

利用者宅及び第3条に規定する事業所内等

(4) 介護支援専門員等の居宅訪問頻度

原則として月1回以上

(5) モニタリングの結果記録

1ヵ月に1回

2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を超えた地点から片道5キロメートル未満 無料

(2) 実施地域を超えた時点から片道5キロメートル以上の場合は、500円に1キロメートル増すごとに100円ずつ加算する額とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、蟹江町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 指定居宅介護支援は介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 原則として年2回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第4号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。